



薩摩川内市

薩摩川内市創業支援事業補助金のご案内

薩摩川内市では、創業を志す事業経験のない者等が創業しやすい環境を整備するため、創業に係る費用の一部を支援する制度を設けています。

補助対象者（以下のいずれかに該当する者）

- 1 市内で新たに創業を予定している者で、事業を営んでいない個人が、新たに開業届けを提出し事業を営む者、若しくは会社を新たに設立し事業を開始する者
- 2 上記によって創業したもので、創業後2年未満の市内事業者

〔*開業届け、または、登記簿謄本で確認します〕

（※開店時刻から午後6時までの営業時間が、午後6時から閉店時刻までの営業時間以上であること）

補助金額

●下記の3つの区分に分類されます

	区 分	補助率	補助上限額
A	特定創業支援事業*に参加し、薩摩川内市から証明書の発行を受けた者で、会社法に定める会社を設立し、その代表者となる者	3分の2	100万円
B	特定創業支援事業*に参加し、薩摩川内市から証明書の発行を受けた者で、個人開業又は企業組合、協業組合、NPO法人等の設立を行い、その代表者となる者	3分の2	50万円
C	会社法に定める会社を設立し、その代表者となる者	2分の1	50万円
D	個人開業又は企業組合、協業組合、NPO法人等の設立を行い、その代表者となる者	2分の1	50万円

*特定創業支援事業・・・創業者の経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得等を目的として継続的に支援する取組で、本項では「薩摩川内市創業スクール」のことを指します。

補助の対象となる経費

- ◆設立登記費用 ◆店舗・事務所等改装経費 ◆設備費 ◆専門家謝金 ◆原材料費 ◆外注加工費 ◆委託費 ◆旅費 ◆広報費 ◆資料購入費

※補助金交付決定後の事業及び経費が対象です。

補助金の交付要件

●「認定支援機関」の支援サポートを受けること。

*認定支援機関・・・中小企業、小規模事業者等が安心して経営相談等が受けられるために、専門知識や実務経験が一定以上の者として国から認定された支援機関。商工会議所や商工会、金融機関、公認会計士・税理士等が認定されています。

●国や県等の公的機関から同種の補助金を受けていないこと又は過去に受けたことがないこと。

●補助事業期間完了までに会社法に定める法人等の設立又は個人開業を行うこと。

申請に必要な書類

- ①補助金等交付申請書 ②事業計画書（位置図等必要書類を添付） ③収支予算書
- ④市税の滞納のない証明書 ⑤住民票（代表者）
- ⑥その他 個人事業開業届の写し、商業登記簿謄本、経費の積算根拠等の必要書類

◆申請から補助金交付決定までの流れ

申請書を受付後、審査会（申請者も出席）を定期的実施し、承認された者に交付決定します。

お問合せ

■薩摩川内市役所 産業戦略課 産業グループ【TEL(0996)23-5111(内線 5761)】